

『認定こども園自己点検・自己評価リスト』

新旧対照表

新	旧
運営 2 6 朝夕等、園児が少人数の場合も、常時 2 名以上の保育教諭等を配置していますか。(利用園児がいない時間帯を除く) 法令等 ④幼保運営基準第 5 条第 3 項 ⑤認可運営基準第 2 の 1 ⑮府子本第 143 号、元初幼教第 15 号、子保発 0221 第 4 号 参考事項 (保育士配置基準の緩和への特例) 県所管の施設は、「⑳保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例の適用期間延長について(通知)(R 7.1.27 こ第 3525 号)」で、平成 28 年 11 月～令和 10 年 3 月の試行的取組で緩和できます。 以下省略	運営 2 6 朝夕等、園児が少人数の場合も、常時 2 名以上の保育教諭等を配置していますか。(利用園児がいない時間帯を除く) 法令等 ④幼保運営基準第 5 条第 3 項 ⑤認可運営基準第 2 の 1 ⑮府子本第 143 号、元初幼教第 15 号、子保発 0221 第 4 号 参考事項 (保育士配置基準の緩和への特例) 県所管の施設は、「⑳保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例の適用期間延長について(通知)(R 4.1.20 こ第 1820 号)」で、平成 28 年 11 月～2025 年 3 月の試行的取組で緩和できます。 以下省略

運営 3

9 資格を要する職種については、資格要件を満たす職員を配置していますか。

法令等

① 略

② 調理員：栄養士、管理栄養士又は調理師を最低一人は配置

③ ④ 略

参考事項

(幼保連携型認定こども園の保育教諭の配置特例)

新制度施行から 10 年間の適用期間を更に 5 年間延長し、令和 12 年 3 月末までに限り幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方を有している者を配置数に算定できます。

ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭については、令和 9 年 3 月末までとされています。

(保育士資格・幼稚園免許状取得のための特例)

新制度施行から 10 年間の適用期間を更に 5 年間 (令和 12 年 3 月末まで) 延長。幼稚園教諭・保育士資格の併有を促進するため履修科目・試験科目の軽減等の特例措置が設置されています。

以下省略

運営 3

9 資格を要する職種については、資格要件を満たす職員を配置していますか。

法令等

① 略

② 調理員：栄養士又は調理師を最低一人は配置

③ ④ 略

参考事項

(幼保連携型認定こども園の保育教諭の配置特例)

新制度施行から 5 年間の適用期間を更に 5 年間延長し、2025 年 3 月末までに限り幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方を有している者を配置数に算定できます。

追加

(保育士資格・幼稚園免許状取得のための特例)

新制度施行から 5 年間の適用期間を更に 5 年間 (2025 年 3 月末まで) 延長。幼稚園教諭・保育士資格の併有を促進するため履修科目・試験科目の軽減等の特例措置が設置されています。

以下省略

運営 5

15 建物の構造や部屋の用途等に変更がある場合、健康福祉事務所等へ変更届を提出していますか。

法令等

- ・ 別表「認可・認定基準等の整理表」《手引 p 8》

① 法第 29 条

53 一括法

運営 12

42 在園児数に相当する給食数を提供していますか。

着眼点

略

法令等

③健康増進法

④保育所における食事の提供ガイドライン

54 事業者向け F A Q 【第 7 版】 Q10：給食の実施

運営 5

15 建物の構造や部屋の用途等に変更がある場合、健康福祉事務所等へ変更届を提出していますか。

法令等

- ・ 別表「認可・認定基準等の整理表」《手引 p 8》

① 法第 29 条

52 一括法

運営 12

42 在園児数に相当する給食数を提供していますか。

着眼点

略

法令等

③健康増進法

④保育所における食事の提供ガイドライン

53 事業者向け F A Q 【第 7 版】 Q10：給食の実施

会計 2

18 子ども・子育て支援法情報公表システム（ここ de サーチ）において、モデル給与、人件費比率、職員配置状況の報告は行っていますか。

着眼点

- ・ 事業年度終了後 5 月以内の報告が必要です。

法令等

⑤2 子ども・子育て支援法

新規追加

労務 1

2 保育士を任命・雇用しようとするときは、保育士登録取消者管理システムのデータベースを、教育職員（幼稚園教諭・小学校教諭等）を任命・雇用するときは、特定免許状執行者管理システムを活用していますか。

着眼点

略

法令等

- ⑤6 保育士特定登録者管理システムの運用開始に向けて
児童福祉法第 18 条の 20 の 4 第 3 項
(令和 7 年 6 月 1 日施行)
- ⑤7 こ成基第 42 号 第 2 3 (2)

労務 1

2 保育士を任命・雇用しようとするときは、保育士登録取消者管理システムのデータベースを、教育職員（幼稚園教諭・小学校教諭等）を任命・雇用するときは、特定免許状執行者管理システムを活用していますか。

着眼点

略

法令等

- ⑤5 保育士特定登録者管理システムの運用開始に向けて
児童福祉法第 18 条の 20 の 4 第 3 項
(令和 7 年 6 月 1 日施行)
- ⑤5 こ成基第 42 号 第 2 3 (2)

⑤⑧ 児童生徒等に対し性暴力を行った教員への厳正な対応について	⑤⑦ 児童生徒等に対し性暴力を行った教員への厳正な対応について
労務 3 15 各研修会への参加や内部研修の充実等により、職員の資質向上に向けた積極的な取組を行っていますか。 ・ 略 着眼点 ・ 県の認定こども園の認可・認定等に関する審査基準 8 に規定の研修の受講義務に努めること 法令等 略	労務 3 15 各研修会への参加や内部研修の充実等により、職員の資質向上に向けた積極的な取組を行っていますか。 ・ 略 着眼点 ・ 県の認定こども園の認可・認定等に関する審査基準 8 《手引き 90》に規定の研修の受講義務に努めること 法令等 略
労務 4 18 職員の資格取得に積極的に努めていますか。 着眼点 ・ 保育教諭等の教員免許等を管理し、必要な免許・資格を取得させること。 法令等 略	労務 4 18 職員の資格取得に積極的に努めていますか。 着眼点 ・ 保育教諭等の教員免許更新時期を（5年）管理し、更新講習を受講させること。 法令等 略

参考事項

(幼保連携型認定こども園の保育教諭の配置特例)

新制度施行から 10 年間の適用期間を更に 5 年間延長した 令和 12 年 3 月末までに限り幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方を有している者を配置数に算定できます。

ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭については、令和 9 年 3 月末までとされています。

(保育士資格・幼稚園免許状取得のための特例)

新制度施行から 10 年間の適用期間を更に 5 年間 (令和 12 年 3 月末まで) 延長。幼稚園教諭・保育士資格の併有を促進するため履修科目・試験科目の軽減等の特例措置が設置されています。

以下省略

参考事項

(幼保連携型認定こども園の保育教諭の配置特例)

新制度施行から 5 年間の適用期間を更に 5 年間延長した 2025 年 3 月末までに限り幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方を有している者を配置数に算定できます。

追加

(保育士資格・幼稚園免許状取得のための特例)

新制度施行から 5 年間の適用期間を更に 5 年間 (2025 年 3 月末まで) 延長。幼稚園教諭・保育士資格の併有を促進するため履修科目・試験科目の軽減等の特例措置が設置されています。

以下省略

※その他、手引きの改訂により番号・目次番号の変更修正あり

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

〔参考資料〕

**6 自己点検・自己評価の改善
新旧対照表**

新	旧
P2 <u>3 自己点検・自己評価の実施方法</u> <u>(1) 自己点検・自己評価リストの構成</u> 自己点検・自己評価リストは、「運営編」50項目、「会計編」<u>18</u>項目及び「労務編」26項目で構成しています。「運営編」では、主に認可・認定基準のほか、教育及び保育の内容や全体的な計画、健康・衛生管理や事故防止・安全対策のほか、食事提供に係る取組等を点検します。「会計編」では、各園における日常的な会計管理や出納事務、保護者徴収金を点検します。また、「労務編」では、主に人事管理等を点検します。	P2 <u>3 自己点検・自己評価の実施方法</u> <u>(1) 自己点検・自己評価リストの構成</u> 自己点検・自己評価リストは、「運営編」50項目、「会計編」<u>17</u>項目及び「労務編」26項目で構成しています。「運営編」では、主に認可・認定基準のほか、教育及び保育の内容や全体的な計画、健康・衛生管理や事故防止・安全対策のほか、食事提供に係る取組等を点検します。「会計編」では、各園における日常的な会計管理や出納事務、保護者徴収金を点検します。また、「労務編」では、主に人事管理等を点検します。

新

P5 6 自己点検・自己評価の手引きやリストの改善

認定こども園の適正な運営や質の向上に向け、自己点検・自己評価の手引やリストについても充実・改善等を行っていく予定にしていますので、関係者からの積極的な意見をお願いします。

〔報告先〕

兵庫県福祉部こども政策課こども育成班
認定こども園・保育所等ホットライン担当

電話番号 078-341-7711 内線 73553

E-mail kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

旧

P5 6 自己点検・自己評価の手引きやリストの改善

認定こども園の適正な運営や質の向上に向け、自己点検・自己評価の手引やリストについても充実・改善等を行っていく予定にしていますので、関係者からの積極的な意見をお願いします。

〔報告先〕

兵庫県福祉部こども政策課こども育成班
認定こども園・保育所等ホットライン担当

電話番号 078-341-7711 内線 2919

E-mail kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

新

認可・認定基準等の整理表

別表

認定基準等の項目等			準拠する認可基準	幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)	
対象児童	0～2歳児			保育を必要とする子ども				
	3～5歳児			全ての子ども				
基準	職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉	0歳児 概ね3人につき1人 1、2歳児 概ね6人につき1人				
		3～5歳児	〈保育所基準〉	3歳児 概ね15人につき1人 4、5歳児 概ね25人につき1人 (保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、)				
	学級編制	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	3、4、5歳児は1学級35人以下(学級担任は専任) 3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加配(県独自)				
	職員資格	園長			教諭免許状(専修又は一級免許状)・保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。 ※「同等の資質」を有する者も可	教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有する者。		
		職員	0～2歳児	〈保育所基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有 ※法施行10年間は、保育士資格・幼稚園教諭免許のいずれかの資格で可	保育士資格		
			3～5歳児	〈幼稚園基準及び保育所基準〉		保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること		
		学級担任		〈幼稚園基準〉		幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型については、特例あり。		
		教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者		〈保育所基準〉		保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型については、特例あり。		
		〈配置基準〉				〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員(1名以上は調理師又は栄養士、 <u>管理栄養士</u>) (ウ) 園長が園長資格8(3)該当の場合に必置となる職員 ○副園長(又は教頭、主幹保育教諭) 幼稚園教諭免許・保育士両方が必要	〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師	〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○施設長 ○保育士 ○嘱託医 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員(1名以上は調理師又は栄養士、 <u>管理栄養士</u>)

〔別表〕

認可・認定基準等の整理表

別表

認定基準等の項目等		準拠する 認可基準	幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)
対象児童	0～2歳児		保育を必要とする子ども			
	3～5歳児		全ての子ども			
基 準	職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉	0歳児 概ね3人につき1人 1、2歳児 概ね6人につき1人		
		3～5歳児	〈保育所基準〉	3歳児 概ね15人につき1人 4、5歳児 概ね25人につき1人 (保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、)		
	学級編制	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	3、4、5歳児は1学級35人以下(学級担任は専任) 3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加配(県独自)		
	職員資格	園長		教諭免許状(専修又は一級免許状)・保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。 ※「同等の資質」を有する者も可		
		職員	0～2歳児	〈保育所基準〉	保育士資格	
			3～5歳児	〈幼稚園基準及び保育所基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること	
		学級担任		〈幼稚園基準〉	幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型については、特例あり。	
		教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者		〈保育所基準〉	保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型については、特例あり。	
		〈配置基準〉		〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員(1名以上は調理師又は栄養士) (ウ) 園長が園長資格8(3)該当の場合に必置となる職員 ○副園長(又は教頭、主幹保育教諭) 幼稚園教諭免許・保育士両方が必要	〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師	〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○施設長 ○保育士 ○嘱託医 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員(1名以上は調理師又は栄養士)
					〔必要な職員の種類〕 (ア) 必置職員 ○園長 ○保育教諭 ○学校医 ○学校歯科医 ○学校薬剤師 (イ) 例外的に置かないことができる職員 ○調理員(1名以上は調理師又は栄養士) (ウ) 園長が園長資格8(3)該当の場合に必置となる職員 ○副園長(又は教頭、主幹保育教諭) 幼稚園教諭免許・保育士両方が必要	

〔別表〕

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

○ 根 拠 法 令 等

(1) 法令等一覧

新旧対照表

新	旧
P10 ①⑨ 保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例の適用期間延長について〔令和7年1月27日県こども政策課長通知〕	P10 ①⑨ 保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例の適用期間延長について〔令和4年1月20日県こども政策課長通知〕
P12 ⑤⑩ 処遇改善等加算通知：施設型給付費等に係る処遇改善等加算について〔令和6年4月12日こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知〕 ⑤② 子ども・子育て支援法 ⑤③ 一括法 ⑤④ 事業者向けFAQ（よくある質問）【第7版】 ⑤⑤ 認定こども園の認可・認定等に関する審査基準 ⑤⑥ 保育士特定登録取消者管理システムの運用開始に向けて ⑤⑦ こ成基第42号：保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針について ⑤⑧ 児童生徒等に対し性暴力を行った教員への厳正な対応について	P12 ⑤⑩ 処遇改善等加算通知：施設型給付費等に係る処遇改善等加算について〔令和5年6月7日こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知〕 新規追加 ⑤② 一括法 ⑤③ 事業者向けFAQ（よくある質問）【第7版】 ⑤④ 認定こども園の認可・認定等に関する審査基準 ⑤⑤ 保育士特定登録取消者管理システムの運用開始に向けて ⑤⑥ こ成基第42号：保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針について ⑤⑦ 児童生徒等に対し性暴力を行った教員への厳正な対応について

※その他、手引きの改訂により、番号および掲載箇所に変更があった法令については掲載ページを修正

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

(2) 関係条文等

新旧対照表

新	旧
P33 ⑦ 最低基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第 32 条の 2 2 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士 <u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士 <u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 <u>附則</u> <u>この府令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	P34 ⑦ 最低基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第 32 条の 2 2 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
P45 ⑮ 基準条例：法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第 7 条 (略) 2～12 (略) 13 省令第 33 条第 1 項の規定により保育所（法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。 以下この条において同じ。）に置く調理員のうち少なくとも 1 人は、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項の規定による <u>栄養士の免許若しくは同条第 3 項の規定による管理栄養士の免許</u>を有する者又は調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の規定による調理師	P45 ⑮ 基準条例：法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第 7 条 (略) 2～12 (略) 13 省令第 33 条第 1 項の規定により保育所（法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。 以下この条において同じ。）に置く調理員のうち少なくとも 1 人は、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項の規定による <u>栄養士の免許</u>を有する者又は調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。

有する者又は調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。	第 3 条の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。
P46 ⑨ 保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例の適用期間延長について〔<u>令和 7 年 1 月 27 日</u>県こども政策課長通知〕 Ⅱ 認定こども園 1 趣旨 認定こども園における保育は、専門的知識と技術を有する保育士資格を有する者が行うことが原則であるが、待機児童対策を目的として保育の受け皿拡大を大幅に進めていることを受け、保育士の有効求人倍率が年々上昇するなど、県内の保育所等でも、保育士の確保に苦勞する状況が生じている。 このため、一定の場合（※）に、都道府県知事が保育教諭、もしくは幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者（以下、「保育教諭等」という。）と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育教諭等に代えて配置することを認める、園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下、「職員」という。）の配置基準の緩和の特例（以下「特例」という。）の兵庫県における適用を平成28年11月 1 日から平成30年までの間試行的に開始し、平成31年度以降も令和<u>6</u>年度末までの<u>6</u>年間延長としてきた。 このたび、保育士不足の現状を踏まえ、保育の質を確保するための措置を講じた上で令和<u>6</u>年度末までとしていた適用期間を、令和<u>9</u>年度末まで延長することとする。	P46 ⑨ 保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例の適用期間延長について〔<u>令和 4 年 1 月 20 日</u>県こども政策課長通知〕 Ⅱ 認定こども園 1 趣旨 認定こども園における保育は、専門的知識と技術を有する保育士資格を有する者が行うことが原則であるが、待機児童対策を目的として保育の受け皿拡大を大幅に進めていることを受け、保育士の有効求人倍率が年々上昇するなど、県内の保育所等でも、保育士の確保に苦勞する状況が生じている。 このため、一定の場合（※）に、都道府県知事が保育教諭、もしくは幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者（以下、「保育教諭等」という。）と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育教諭等に代えて配置することを認める、園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下、「職員」という。）の配置基準の緩和の特例（以下「特例」という。）の兵庫県における適用を平成28年11月 1 日から平成30年までの間試行的に開始し、平成31年度以降も令和<u>3</u>年度末までの<u>3</u>年間延長としてきた。 このたび、保育士不足の現状を踏まえ、保育の質を確保するための措置を講じた上で令和<u>3</u>年度末までとしていた適用期間を、令和<u>6</u>年度（<u>2024年度</u>）末まで延長することとする。

6 特例を利用できる期間 令和10年3月31日まで。 令和10年度以降の対応については、令和9年度に特例の利用状況等について検証を行った上で判断する。	6 特例を利用できる期間 令和7年(2025年)3月31日まで。 令和7年度(2025年度)以降の対応については、令和6年度(2024年度)に特例の利用状況等について検証を行った上で判断する。
P49 ②1 学校教育法施行規則 第4条2 2 通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第5条第3項において同じ。）に関する事項	P49 ②1 学校教育法施行規則 第4条2 2 通信教育について協力する高等学校に関する事項
P78 ⑤0 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について令和6年4月12日 こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知	P78 ⑤0 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について令和5年6月7日 こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知
P79 ⑤2 子ども・子育て支援法 第5款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表 2 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後5月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。以下この条及び第62条第3項第2号において同じ。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。	新規追加

<u>53</u> 一括法 ＜略＞ <u>54</u> 事業者向けFAQ（よくある質問）【第7版】 ＜略＞	<u>52</u> 一括法 ＜略＞ <u>53</u> 事業者向けFAQ（よくある質問）【第7版】 ＜略＞
P80 <u>55</u> 認定こども園の認可・認定等に関する審査基準 ＜略＞	P80 <u>54</u> 認定こども園の認可・認定等に関する審査基準 ＜略＞
P84 <u>56</u> 保育士特定登録取消者管理システムの運用開始に向けて ＜略＞ <u>（削除）</u>	P83 <u>55</u> 保育士特定登録取消者管理システムの運用開始に向けて ＜略＞ <u>＜55こちらでご確認ください＞</u> https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000037.html
P84 <u>57</u> こ成基第42号：保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針について ＜略＞ <u>（削除）</u> <u>58</u> 児童生徒等に対し性暴力を行った教員への厳正な対応について ＜略＞ <u>＜565758こちらでご確認ください＞</u> https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000037.html	P84 <u>56</u> こ成基第42号：保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針について ＜略＞ <u>＜56こちらでご確認ください＞</u> https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000037.html <u>57</u> 児童生徒等に対し性暴力を行った教員への厳正な対応について ＜略＞ <u>＜57こちらでご確認ください＞</u> https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000037.html